

# ブロック塀の安全を確認しましょう

平成 30 年 6 月 18 日に発生した大阪府北部を震源とする地震による塀の倒壊被害がありました。

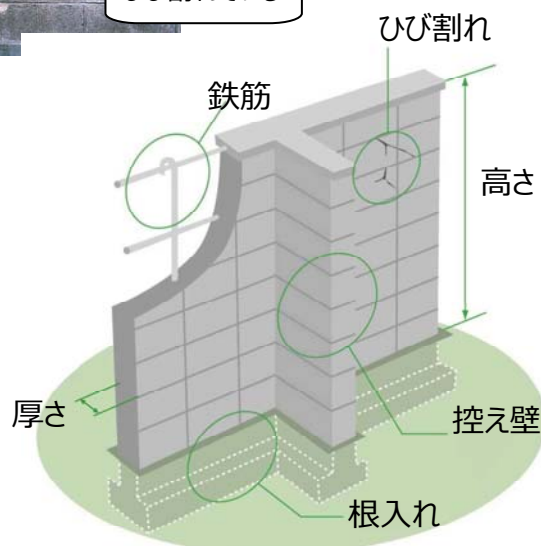
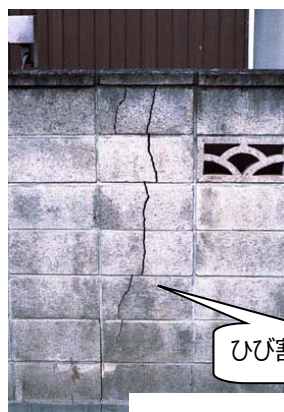
ブロック塀等の所有者等の皆さまにおかれましては、安全確認をお願いします。

危険性が確認された場合には、付近通行者に速やかに注意表示をしていただくとともに、安全なものに改修するか、撤去をお願いします。

● このようなブロック塀は注意が必要です



※写真は全国建築コンクリートブロック工業会資料より引用



※画像は日本建築防災協会資料より引用

これらのほか、

- ・鉄筋が基礎に定着していないもの
- ・鉄筋が通っていない透かしブロックが多用されているもの
- ・石垣の上など高い位置に造られているもの
- ・風化が激しい（劣化している）もの

などは、注意が必要です。

## 裏面のチェックポイントを確認してみましょう。

わからない場合は名古屋市にご相談ください

### ■ 名古屋市の建築基準法についての一般相談は

住宅都市局 建築指導課 建築相談係 052-972-2919

### ■ 名古屋市では道路に面するブロック塀等の撤去費用を助成しています。

裏面をご覧ください。

### ■ 撤去や改修は建築士などの専門家にご相談ください。

(公社) 愛知建築士会

電話 052-201-2201

<http://www.aichishikai.or.jp/>

(公社) 愛知県建築士事務所協会 (名古屋支部)

電話 052-223-2887

<http://www.ajknagoya.com/>

(公社) 日本建築家協会 (東海支部愛知地域会)

電話 052-263-4636

<http://www.jia-tokai-aichi.org/>

(一社) 全国建築コンクリートブロック工業会

電話 03-3851-1077

<http://www.jcoba-jp.com/>

(公社) 日本エクステリア建設業協会 (愛知県支部)

電話 0568-73-0133

<https://jpex.or.jp/>

## ブロック塀の点検のチェックポイント

ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。  
 まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合は建築士などの専門家（表面参照）に相談しましょう。

| 点 検 項 目                    |   |
|----------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 1 | 塀は高すぎないか<br>・塀の高さは地盤から2.2m以下か。                                    |
| <input type="checkbox"/> 2 | 塀の厚さは十分か<br>・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2mを超え、2.2m以下の場合には15cm以上）          |
| <input type="checkbox"/> 3 | 控え壁はあるか（塀の高さが1.2mを超える場合）<br>・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。 |
| <input type="checkbox"/> 4 | 基礎があるか<br>・コンクリートの基礎があるか。   |
| <input type="checkbox"/> 5 | 塀は健全か<br>・塀に傾き、ひび割れはないか。  |

<専門家に相談しましょう>

|                            |   |
|----------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 6 | 塀に鉄筋が入っているか<br>・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。<br>・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2mを超える場合） |
|----------------------------|---|

※組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合は次によりチェックしてください。

- 1 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
  - 2 塀の厚さは十分か。
  - 3 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
  - 4 基礎があるか。
  - 5 塀に傾き、ひび割れはないか。
- <専門家に相談しましょう>
- 6 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

## 名古屋市では道路に面するブロック塀等の撤去費用を助成しています

**補助対象**

**道路に面する高さ1メートル以上のブロック塀など**

**補助金額**

| 地 区      | いずれか低い金額 |              |        | お問い合わせ先                |
|----------|----------|--------------|--------|------------------------|
|          | 撤去費用     | メートル単価       | 限度額    |                        |
| 木密4地区※以外 | 1 / 2 以内 | 6, 0 0 0 円/m | 1 0 万円 | 耐震化支援室<br>TEL 972-2921 |
| 木密4地区※   | 3 / 4 以内 | 9, 0 0 0 円/m | 1 5 万円 | 市街地整備課<br>TEL 972-2759 |

※木密4地区：米野地区（中村区）御剣地区（昭和区・瑞穂区）下之一色地区（中川区）笠寺地区（南区）